

電子的診療情報連携体制整備加算 1・2・3 の共通要件、又は加算 3 の要件

2. 診療体制等の要件 (該当するすべての口に「✓」を記入すること。)	①	<input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
	②	<input type="checkbox"/> 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している
	③	<input type="checkbox"/> 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下オンライン資格確認)を行う体制が整備されている
	④	<input type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	⑤	<input type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
	⑥	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	⑦	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている

- ① オンライン請求を行っている。
- ② 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で発行している。
- ③ オンライン資格確認の体制がある。
マイナ保険証利用率が30%以上である。
診察室等で情報閲覧ができる。
(マイナ保険証等の情報を医師が確認できる体制)
健康相談体制(マイナポータルの情報を活用した相談対応)
- ④ 院内掲示
(医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について)
- ⑤ Web公開
(医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について)
- ⑥ 院内掲示(診療報酬明細書の無料交付について)
- ⑦ Web公開(診療報酬明細書の無料交付について)

※④～⑦ くまもとメディカルネットワークのホームページに、掲示例を掲載しておりますのでご活用ください。

<http://kmn.kumamoto.med.or.jp/download/>

※⑤⑦ 自ら管理するホームページ等を有しない場合については☑は不要です。

電子的診療情報連携体制整備加算 1・2 の要件

<p>3. 電子処方箋に係る要件 (該当するすべての口に「✓」を記入すること。)</p>	<p>⑧ <input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている</p>
--	---

⑧ 電子処方箋の発行、または調剤情報の登録ができる体制。
【未導入の場合はベンダーに導入費用を確認し、補助金の活用並びに費用対効果の判断が必要となります。】

<p>4. 電子カルテに係る要件 (該当するすべての口に「✓」を記入すること。)</p> <p>⑨～⑪全て 又は ⑫のみ</p>	<p>⑨ <input type="checkbox"/> 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている</p> <p>⑩ <input type="checkbox"/> 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している</p> <p>⑪ <input type="checkbox"/> 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している</p> <p>⑫ <input type="checkbox"/> 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である</p>
--	--

⑨から⑪の全て又は⑫を満たす電子カルテを有していること

⑨ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(以下単に「安全管理ガイドライン」という。)に準拠した体制であること。

【電子カルテや医療機器等において必須事項や義務化であるかどうか、ベンダーに確認が必要です。次のURLにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html】

⑩ 電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日入力を行うこと。

⑪ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに示されている方法で入力を行うこと。

※ 現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトで公表予定。

【令和 8 年 4 月 1 日付の疑義解釈資料の送付について (その 2) において、くまもとメディカルネットワーク利用施設であることで、本要件を満たすこととなりました。】

※ 電子カルテを導入している医療機関で、くまもとメディカルネットワークを利用している場合は☑が可能です。

⑫ 令和8年5月18日時点では厚生労働省が認証する電子カルテはありませんので☑はできません。

※令和8年5月18日時点では、⑨～⑪の要件をすべて満たすかどうかで判断が必要です。

電子的診療情報連携体制整備加算 1・2 の要件

5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	
ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)	⑬ <input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	⑭ 熊本県地域医療等情報ネットワーク 「くまもとメディカルネットワーク」
ネットワークを運営する事務局名	公益社団法人熊本県医師会
ネットワークを運営する事務局所在地	熊本市中央区花畑町 1 番 13 号
登録患者数	187,692
年間新規登録患者数	33,311
年間新規登録患者数 開始年月 (和暦で記載すること)	令和 7 年 4 月
年間新規登録患者数 終了年月 (和暦で記載すること)	令和 8 年 3 月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	<input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
ウ 診療情報提供料 (I) の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	⑮ <input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
エ ネットワークに係る掲示事項 (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)	⑯ <input checked="" type="checkbox"/> ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している

⑬ 令和8年5月18日時点では国等が提供する電子カルテ情報共有サービスは未整備となっておりますので、はできません。

⑭ 記載の通りです。

⑮ 当該施設基準の届出にあたって、九州厚生局熊本事務所に届出ていることが前提となります。本届出と同時届出も可能です。

くまもとメディカルネットワークでは、提供施設と閲覧施設によって記載が異なる箇所がございますので、くまもとメディカルネットワークホームページのダウンロードページ (その他) にて記載例を掲載しておりますのでご確認ください。

<http://kmn.kumamoto.med.or.jp/download/>

⑯ ④⑥と同様にくまもとメディカルネットワークのホームページに、掲示例を掲載しておりますのでご活用ください。

<http://kmn.kumamoto.med.or.jp/download/>

加算 1 . . . 【①～⑦】 + 【⑧】 + 【⑨～⑪】 + 【⑭～⑯】

加算 2 . . . 【①～⑦】 + 【⑧】、【⑨～⑪】、【⑭～⑯】 のいずれか

加算 3 . . . 【①～⑦】

※ 自ら管理するホームページ等を有しない場合については⑤と⑦は不要です。